

エコアクション21

(対象期間 2023年4月1日～2024年3月31日)

環境経営レポート



尼崎ドラム罐工業株式会社



®環境省
エコアクション21
認証番号 0001147

2024年7月20日発行

環境経営レポート目次

環境経営方針	2
組織の概要	3～7
エコアクション21対象範囲	7
環境経営目標とその実績	8
今後の環境経営目標	8～9
環境活動計画	9～10
環境活動の取組結果とその評価、次年度の取組内容	10
教育・訓練の実施	10
環境コミュニケーションの実施	10～11
実施及び運用	11
環境上の緊急事態への準備及び対応	11
環境関連法規への違反、訴訟の有無	11
代表者による全体の見直し・指示	12

環境経営方針

【経営理念】

尼崎ドラム罐工業株式会社は、地球環境保全の理念に基づき、環境に配慮した循環資源回収の事業活動を行うと共に、社員一人一人が廃棄物の3R運動および省資源・省エネルギー運動を理解し、産業廃棄物の収集運搬・処分業を通し地球環境の保全に貢献します。

【環境経営方針】

環境への負荷を低減するため以下の環境への取り組みを環境経営方針として定め、継続的な改善に取り組み、SDGs に貢献してまいります。

- ① 環境関連法規を遵守する。
- ② 環境経営方針の達成の為、環境経営目標および環境活動計画を策定し、その実現を全従業員に周知徹底し、定期的な評価・見直しにより継続的な改善を推進する。
- ③ 収集運搬車両の燃料使用量および工場内の電力使用量を抑制し、CO₂ 排出の低減に努める。
- ④ 循環型排水処理を行うと同時に節水を心がけ上水使用量の削減に努める。
- ⑤ 分別することにより再生可能な資源を用途別に振り分け、循環型社会に貢献する。
- ⑥ 化学物質の適正な管理・処分に努める。

社員一人一人が環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境経営方針を全従業員に配布し、お客様その他一般の方にも要望に応じて公開もしくは配布いたします。

令和5年12月1日

尼崎ドラム罐工業株式会社

代表取締役 久保 恭利

組 織 の 概 要

事業者及び代表者名

尼崎ドラム缶工業株式会社

代表取締役 久保 恭利

所 在 地

本 社 工 場：兵庫県尼崎市東海岸町1番地の50

資材置場（ドラム缶）：兵庫県尼崎市東海岸町1番地の44

車 両 置 場：兵庫県尼崎市東海岸町1番地の155

小野出張所：兵庫県小野市匠台3番地（関西ペイント株式会社 小野事業所内）

設立年月日・資本金

昭和33年2月20日設立

資本金：2,500万円

環境保全関係の責任者 及び担当者連絡先

環境管理統括責任者 代表取締役 久保 恭利

環境管理責任者 大中 良輔

連絡先 TEL 06-6409-1181

FAX 06-6409-0111

E-mail amadoram@fine.ocn.ne.jp

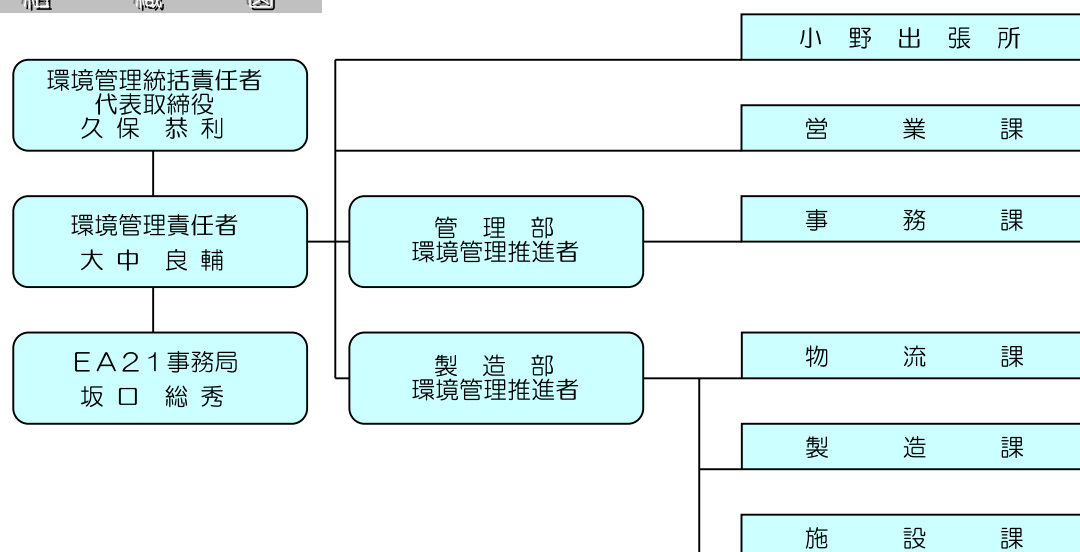
従 業 員 数

従業員数

役員 2名

正社員 16名（うち 小野出張所 1名） ※令和6年7月20日現在

組 織 図



	役割・責任・権限
環境管理統括責任者	- 環境経営に関する統括責任 - 環境経営システムの実施及び管理に必要な、人、設備、費用を用意 - 環境管理責任者を任命 - 環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 - 環境目標の設定を承認 - 代表者による全体の評価と見直しを実施
環境管理責任者	- 環境経営システムを構築し、実施し、管理 - 環境活動の取組結果を代表者へ報告 - 環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 「環境関連法規等チェックリスト」の作成 - 環境目標・環境活動実施計画書原案の作成 - 特定された項目の手順書作成及び運用管理 - 特定された緊急事態への対応のための手順書作成、テスト・訓練・記録 - 環境活動実施計画の実績集計 - 環境関連の外部コミュニケーションの窓口
EA21事務局	環境管理責任者の補佐（データ収集その他）
環境管理推進者	- 自部門における環境経営システムの実施 - 自部門における環境方針の周知 - 自部門の従業員に対する教育訓練の実施 - 自部門に関連する環境目標及び環境活動計画の実施 - 自部門の問題点の発見、是正、予防処置
全従業員	- 環境方針を理解と環境への取組の重要性を自覚 - 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

事業の概要

① 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業

ア. 許可の内容

産業廃棄物収集運搬業							許可品目															
都道府県 及び 政令都市	廃棄物の種類	積替え 保管		許可年月日	有効年月日	許可番号	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	ゴムくず	動植物不要物	金属くず	ガラスくず	鋳さい	ダスト類	がれき類
		有	無																			
愛知県	★産業廃棄物		●	平成 29 年 12 月 7 日	平成 36 年 11 月 23 日	第 02300003281 号	●	●	●	●	●							●	●			
	★特別管理産業廃棄物		●	令和 4 年 12 月 11 日	令和 11 年 12 月 10 日	第 02350003281 号			●	●	●											
滋賀県	★産業廃棄物		●	令和 5 年 3 月 15 日	令和 12 年 3 月 14 日	第 02501003281 号	●	●	●	●	●			●				●				
	★特別管理産業廃棄物		●	令和 4 年 1 月 15 日	令和 11 年 1 月 14 日	第 02551003281 号			●	●	●											
京都府	★産業廃棄物		●	令和 5 年 5 月 19 日	令和 12 年 5 月 18 日	第 02601003281 号			●			●						●				
	★特別管理産業廃棄物		●	令和 4 年 7 月 12 日	令和 11 年 6 月 30 日	第 02651003281 号			●													
三重県	★産業廃棄物		●	平成 29 年 9 月 28 日	平成 36 年 9 月 27 日	第 02400003281 号	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●			●
和歌山県	★産業廃棄物		●	令和 5 年 6 月 3 日	令和 12 年 6 月 2 日	第 03000003281 号	●	●	●	●	●	●						●	●			
	★特別管理産業廃棄物		●	令和 5 年 6 月 3 日	令和 12 年 6 月 2 日	第 03050003281 号		●	●	●	●											
大阪府	★産業廃棄物		●	令和 5 年 4 月 28 日	令和 12 年 4 月 27 日	第 02700003281 号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●			●
	★特別管理産業廃棄物		●	令和 4 年 5 月 21 日	令和 11 年 5 月 20 日	第 02750003281 号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●			●
兵庫県	★産業廃棄物		●	令和 5 年 2 月 13 日	令和 12 年 2 月 12 日	第 02803003281 号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●
	★特別管理産業廃棄物		●	令和 4 年 6 月 7 日	令和 11 年 6 月 6 日	第 02853003281 号	●	●	●	●	●											●
尼崎市	産業廃棄物		●	令和元年 7 月 16 日	令和 6 年 7 月 15 日 ※現在、更新申請中	第 7111003281 号																●
		●																				
	特別管理産業廃棄物		●	平成 31 年 4 月 23 日	令和 6 年 4 月 22 日 ※現在、更新申請中	第 7161003281 号	●			●	●											●
		●						●														
岡山県	★産業廃棄物		●	令和 6 年 4 月 17 日	令和 13 年 4 月 16 日	第 03308003281 号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●			●
	★特別管理産業廃棄物		●	令和 4 年 8 月 3 日	令和 11 年 8 月 2 日	第 3358003281 号	●	●	●	●	●											●
広島県	★産業廃棄物		●	令和元年 11 月 5 日	令和 8 年 11 月 4 日	第 03400003281 号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●			●
	★特別管理産業廃棄物		●	令和元年 11 月 5 日	令和 8 年 11 月 4 日	第 03450003281 号	●	●	●	●	●											●

★印は優良産業処理業者認定済です

イ. 施設等の状況

・キャブオーバ (9台)

最大積載量 11,400kg (1台)
11,000kg (1台)
8,900kg (1台)
7,900kg (1台)
4,000kg (1台)
3,500kg (2台)
3,250kg (1台)
2,000kg (1台)

・アームロール車 (1台)

最大積載量 3,950kg

・タンク車 (1台)

最大積載量 5,900kg



左記の車両は全て NOx・PM 法適合車両です

・積替え保管施設

産業廃棄物の保管面積：103.39 m²

保管上限：燃え殻 12.6 トン、汚泥 5.8 トン、廃油 29.2 m³、
廃酸 0.4 m³、廃アルカリ 0.4 m³、廃プラスチック類
6.4 トン、紙くず 1.0 トン、木くず 1.0 トン、繊維く
ず 1.2 トン、動物又は植物に係る固形状の不要物
1.0 トン、ゴムくず 2.0 トン、ガラスくず 2.0 トン、
金属くず 5.3 トン、鋳さい 0.4 トン、ダスト類
0.4 トン (全て屋内保管)



特別管理産業廃棄物の保管面積：59.45 m²

保管上限：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類若しくはトリクロ
ロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことの
みにより有害なものに限る。） 29.2 m³（屋内保管）

ウ. 収集運搬実績

3,742 トン (令和5年度)

エ. 収集運搬料金

使用車両・距離・品種・状態により料金が異なります。営業部までご相談下さい。
(見積り料金無料)

② 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分量

ア. 許可の内容

産業廃棄物中間処理業						許可品目															
都道府県 及び 政令都市	廃棄物の種類	処分方法	許可年月日	有効年月日	許可番号	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	ゴムくず	動植物不要物	金属くず	ガラスくず	鉱さい	ダスト類	がれき類
尼崎市	産業廃棄物	焼却	令和元年 7 月 16 日	令和 6 年 7 月 15 日 ※現在、更新申請中	第 7121003281 号			●			●										
		ろ過精製						●													
		破砕									●	●		●							
	特別管理産業廃棄物	焼却	平成 31 年 4 月 23 日	令和 6 年 4 月 22 日 ※現在、更新申請中	第 7171003281 号			●													
ろ過精製						●															

イ. 施設等の状況

- ・焼却施設：処理能力
 - 1号炉 0.4 m³/日（廃油・引火性廃油）
0.4 トン/日（廃プラスチック類）
 - 2号炉 2.0 m³/日（廃油・引火性廃油）
2.0 トン/日（廃プラスチック類）
- ・ろ過精製施設：処理能力 1.5 m³/日（廃油・引火性廃油）
- ・破砕施設：処理能力
 - 3.7 トン/日（廃プラスチック類）
 - 1.7 トン/日（紙くず）
 - 3.0 トン/日（ゴムくず）

※ 処理能力はそれぞれ単独処理時のものとなっております。

ウ. 処分実績

286.2トン（令和5年度） ※ドラム缶の再生は含んでおりません

エ. 処分料金

品種・状態により料金が異なります。営業部までご相談下さい。

（見積り料金無料）

③ ドラム缶更生業

廃棄物再生事業者登録（兵庫県 第28H18003号）

- ・ドラム缶再生施設（以下、ドラム缶再生に関する施設の能力になります。）

カット機 350ドラム/日
 カール機 350ドラム/日
 整形機 350ドラム/日
 洗浄機 35ドラム/日
 噴上げ洗浄機 126～252ドラム/日
 乾燥設備 140ドラム/日
 塗装機 210ドラム/日

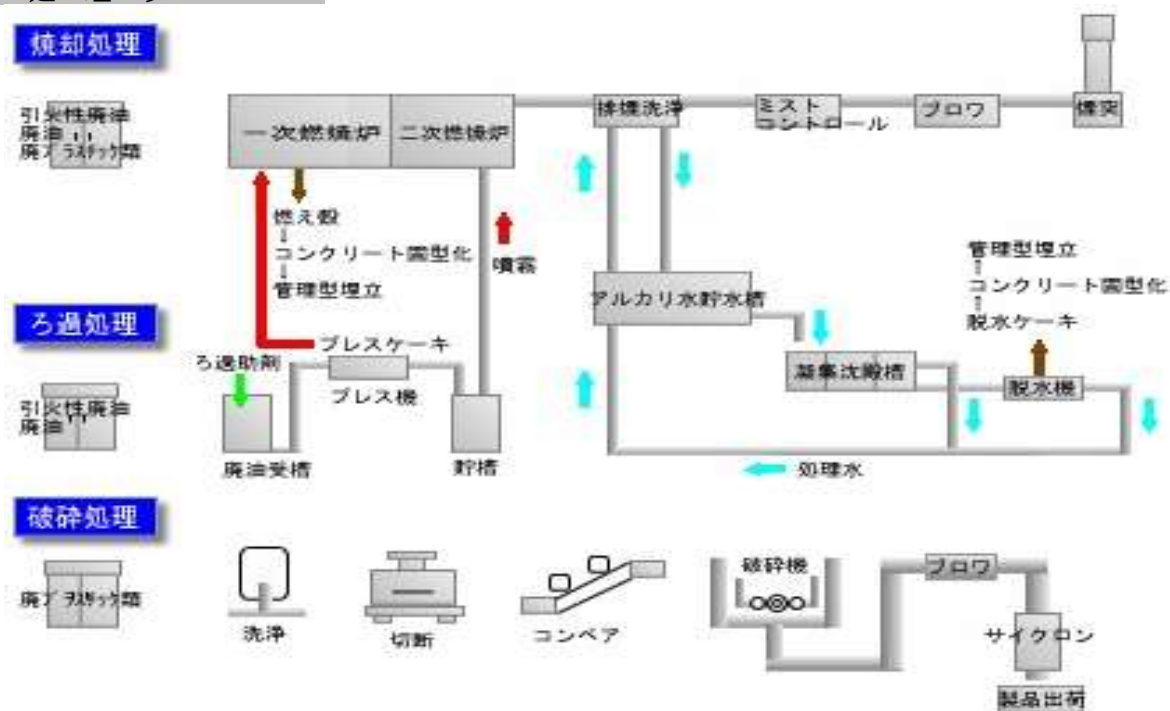
④ 産業廃棄物の資源化及びリサイクル化に関するコンサルタント業務

事業の規模

活動規模	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
廃棄物総収集運搬量	t	4,216	4,147	3,742
廃棄物処理量	t	323.6	284.8	286.2
売上高	百万円	410.5	398.1	389.4
従業員	人	18	18	16
床面積	m ²	286.95	286.95	286.95
再生ドラム缶出荷数	本	25,046	20,841	19,762

※廃棄物処理量についてはドラム缶の再生は含んでおりません。

処理フロー



ドラム缶再生フロー

原缶受入→選別→再生不可（スクラップ）

↳ 再生可能→(洗浄・乾燥)→(整形)→カット・カール→組立→(塗装)→出荷

エコアクション21対象範囲

エコアクション21の対象範囲は全組織《本社工場、資材置場（ドラム缶）、車両置場、小野出張所》・全活動（産業廃棄物収集運搬・中間処理業、ドラム缶更生業、産業廃棄物の資源化及びリサイクルに関するコンサルタント業務）と致します。

環境経営目標とその実績

環境経営目標に関しては基準年度を令和元年としその目標値と実績値は下記の表のとおりです。

項目 \ 年度		令和元年度 (基準年度)	令和4年度		令和5年度	
		実績	目標	実績	目標	実績
二酸化炭素排出量の削減 (kg-CO ₂)	全ての業務において発生する排出量	1,148,215	0.1%削減 (1,147,067)	約 22.3%削減 (892,105) 《達成》	0.2%削減 (1,145,919)	約 22.5%削減 (890,082) 《達成》
	産業廃棄物の処分において発生する排出量	975,983	0.1%削減 (975,007)	約 23.6%削減 (745,847) 《達成》	0.2%削減 (974,031)	約 22.1%削減 (760,395) 《達成》
	産業廃棄物の処分以外の業務において発生する排出量	172,232	0.1%削減 (172,060)	約 15.1%削減 (146,258) 《達成》	0.2%削減 (171,888)	約 24.7%削減 (129,687) 《達成》
廃棄物排出量の削減 ※()内の数値は受託した廃棄物の焼却量1トンに対して排出される廃棄物(燃え殻)の排出量(kg)です		107.3	0.1%削減 (107.2)	約 15.8%削減 (90.3) 《達成》	0.2%削減 (107.1)	約 2.9%削減 (104.2) 《達成》
水使用量の削減		1,240 m ³	0.1%削減 (1,239 m ³)	約 40.8%削減 (734 m ³) 《達成》	0.2%削減 (1,238 m ³)	約 25.5%削減 (924 m ³) 《達成》
化学物質の使用量の削減(確認)		適正管理	適正管理	適正管理	適正管理	適正管理
受託産業廃棄物の再資源化率の向上 ※ドラム缶の再生も含む		74.08%	0.1%増加 (74.15%)	約 2.9%増加 (76.25%) 《達成》	0.2%増加 (74.23%)	約 1.9%減 (72.67%) 《未達成》

※購入電力の排出係数は 0.334kg-CO₂/kWh(関西電力 平成30年度 調整後)です。

化学物質の使用量の削減に関して、トルエン・キシレンについてはドラム缶再生時、塩化第二鉄・苛性ソーダについては廃水処理時、また産業廃棄物焼却時においても苛性ソーダを使用する為、使用量を削減できないことから、化学物質を適正に管理していることを定期的に確認致します。(環境への負荷の状況(取りまとめ表)⑧化学物質使用量の表に記載)

今後の環境経営目標

環境経営目標に関しては基準年度を令和元年度とし、今後の目標は下表のとおりとする。

項目 \ 年度	基準年度 令和元年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	備考
二酸化炭素排出量の削減 (kg-CO ₂)	1,148,215	0.3%削減 (1,144,770)	0.4%削減 (1,143,622)	0.5%削減 (1,142,474)	0.6%削減 (1,141,326)	※全ての業務において発生する排出量です

廃棄物排出量の削減	107.3	0.3%削減 (106.9)	0.4%削減 (106.8)	0.5%削減 (106.7)	0.6%削減 (106.6)	※()内の数値は焼却量1トに対して排出される廃棄物排出量(kg)のものです
水使用量の削減	1,240 m ³	0.3%削減 (1,236 m ³)	0.4%削減 (1,235 m ³)	0.5%削減 (1,234 m ³)	0.6%削減 (1,233 m ³)	
化学物質の使用量の削減(確認)	適正管理	適正管理	適正管理	適正管理	適正管理	使用量が少ない為、使用数量の確認
受託産業廃棄物の再資源化率の向上	74.08%	0.3%増加 (74.30%)	0.4%増加 (74.38%)	0.5%増加 (74.45%)	0.5%増加 (74.52%)	※ドラム缶の再生も含む

二酸化炭素排出量の削減

廃棄物排出量の削減

水使用量の削減

化学物質の使用量の削減

受託産業廃棄物の再資源化率の向上



環境活動計画

環境目標	環境活動の内容
1. 二酸化炭素排出量の削減	・アイドリングストップの徹底 ・効率的な車両運行の徹底 ・積載量、法定速度の遵守 ・ふんわりアクセル、早めのアクセルオフ実施 ・毎月の各車両ごとの燃費実績のチェック ・タイヤ空気圧等の点検、整備 ・ボイラーの適切な運転管理（不必要時は運転しない） ・事務所や休憩室における不必要時の照明機器の消灯の励行 ・外出時パソコン、プリンターの電源オフ ・エアコンの適正温度設定、フィルターを定期的に清掃 ・事務所内の照明器具のLED化 ・工場内照明器具のLED化（3箇所）
2. 廃棄物排出量の削減	・焼却炉の適切な運転管理（燃え殻の熱灼減量をより低くする） ・排水処理設備の適切な運転管理（汚泥中の水分をより減量する）
3. 水使用量の削減 (生活排水の削減)	・事務所内での無駄な上水の使用を減らす ・トイレ洗浄時、小便の際は『小』を使用する ・トイレのタンク内に水入り PET ボトル設置 ・洗車時にはこまめに水を止めるように洗車用シャワーを使用する。（手元でON/OFFが出来るもの） ・節水の呼び掛け、“節水”シール貼付 ・雨水貯蔵タンクの設置を検討

4. 化学物質の使用量の削減	各化学物質を適正に管理していることを定期的に確認する
5. 受託産業廃棄物の再資源化率の向上 ※ドラム缶の再生も含む	- ろ過精製向け廃油、破砕向けの廃プラスチック類を多く受託する。 - 受け入れた空ドラムのロスを減らしなるべく再生する。

環境活動の取組結果とその評価、次年度の取組内容

1. 二酸化炭素排出量の削減については、令和5年度は産業廃棄物の処分において発生する排出量が0.2%削減の目標に対し、約22.1%の削減となり、目標を大幅に達成出来た。しかし、これは産業廃棄物の焼却量が基準年度より減少しているためである。また、産業廃棄物の処分以外の業務において発生する排出量についても、0.2%削減の目標に対し、約24.7%減と目標を大きく上回って達成することが出来ており、取組の成果が表れている。
上記2点を合わせた全ての業務において発生する排出量は0.2%削減の目標に対し、実績は約22.5%削減と目標を達成することが出来ており、エネルギー使用量の削減の効果が出ている。
2. 廃棄物排出量の削減については、令和5年度は0.2%削減の目標に対し、実績は約2.9%削減となっている。今年度後半以降についても継続出来るよう取組みたい。
3. 水使用量の削減については、令和5年度は0.2%削減の目標に対し、実績は約25.5%削減と大きく目標を上回って達成出来ている。今年度後半以降についても、この調子で取組む。
4. 化学物質の使用量の削減については、適正に管理されており、今後も使用量の把握に努めたい。
5. 受託産業廃棄物の再資源化率の向上に関しては、再生ドラムも再資源化としてカウントしているが、基準年度に比べると出荷数が減っているのが原因と思われる。また、再生する為のドラム缶の確保も難しくなっており、再生本数も減っている為、顧客拡大も難しくなっている。
6. 上記の6項目につきましては、次年度も今年度と同様の環境活動内容で取組めます。

教育・訓練の実施

システム全般についての理解を深め、環境パフォーマンスの向上を目指す為に部門責任者（7名）の研修を月に1回行い、各部門の従事者（5名）の研修も月に1回行っております。

環境コミュニケーションの実施

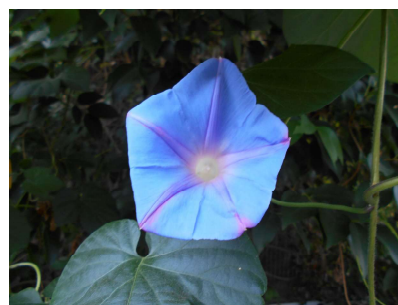
内部コミュニケーションを図るため、社員研修（2回／月実施）や毎朝の朝礼を活用し、環境経営システムや環境に関する情報を伝達しております。また、定期的に環境経営レポート

を作成し、公表しております。

緑化活動として、平成20年に従業員駐車場を芝生にし、アサガオを植えました。また、ドラム缶置場にも植樹を行いCO₂の削減に努めており

ます。（従業員駐車場の芝生化に関する二酸化炭素削減効果は165㎡×7kg=1,155kg/年となりますが、芝生化における削減効果はないとする文献もある為、二酸化炭素排出量においては計上しておりません。）

平成23年度は隣接する会社との間にスキマ緑化としてドラム缶の植木鉢を作って植樹しました。事務所周辺の清掃活動は毎日行っております。



実施及び運用

環境目標を達成するために環境活動を実施しております。また、実施にあたってのチェックシートを作成し運用しております。

環境上の緊急事態への準備及び対応

焼却炉の燃焼管理、ろ過精製施設の運転管理は各担当者よりの日報にて管理しております。また漏えい時、火災時等の訓練は年に1回行っております。



環境関連法規への違反、訴訟の有無

環境関連の法令違反を理由として、改善勧告・改善命令や罰則の適用を受けた事例はなく、また環境に関連した訴訟及び要望も受けておりません。

尚、当社の事業活動に関連する主たる環境関連法規は下記のとおりです。

(チェック日: 令和6年7月20日)

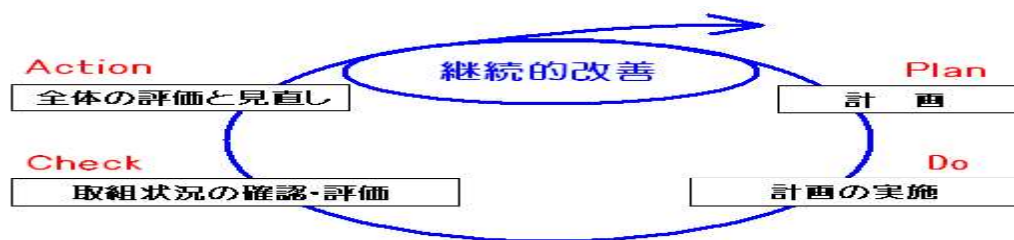
法 律 名	遵守すべき要求事項	遵守状況
大気汚染防止法	ばい煙発生施設の設置届	遵守
廃棄物処理および清掃に関する法律	廃棄物処理基準に従う	遵守
資源有効利用促進法	再生資源及び再生部品の利用努力	遵守
消防法	消防計画	遵守
ダイオキシン類対策特別措置法	産業廃棄物処理施設のダイオキシン類の測定	遵守
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第一種特定製品の点検（簡易点検・記録）	遵守

代表者による全体の見直し・指示

E A 2 1 担当者の報告をもとに、代表者が環境経営システム全体の見直しを行った結果は次のとおりである。

- ① 二酸化炭素排出量の削減については、令和5年度の実績値は 22.5%削減となり、目標の 0.2%減を大きく上回り達成している。しかしこれは産業廃棄物の焼却量が基準年度に比べて減少している事が大きな要因となっており、産業廃棄物処理業者としての本業部分であることから非常に悩ましいところである。
- ② 廃棄物排出量の削減については、基準年度に比べて 2.9%削減出来ている。今年度後半以降もこの調子で取組みたい。
- ③ 水使用量の削減についても目標を大きく上回って達成しており、取組の効果が表れている。
- ④ 化学物質の使用量の削減については引続き、適正管理及びその確認を行う。
- ⑤ 受託産業廃棄物の再資源化率の向上については、再生ドラム出荷数が減っていることが原因で目標が達成できていない。加工用ドラムの入荷数も減っている事から、対策は難しいが、処分として受け入れる廃油・廃プラスチック類の再資源化に力を入れたい。
- ⑥ 今後もエコアクション21における環境への自己チェックを活用し、PDCA サイクルを基本としてシステムと取組の継続的改善を図り、環境経営の見直しに努めていく。

(実施日：令和6年7月20日 実施者：代表取締役 久保 恭利)



- ⑦ 環境活動への取組は1ヶ月に2回行っている社員研修にてフォローしているが、令和5年度の結果を踏まえ今年度以降も取組を継続したい。
- ⑧ 近年、全国各地で台風や大雨による自然災害が増えている。今年度以降もそのような災害が起こった際に、少しでも被災を減少できるような減災活動、また労働災害の防止にも取組んで行きたい。

環境経営方針	■変更なし
環境経営目標・計画	■変更なし
実施体制	■変更なし

この環境経営レポートはエコアクション21 産業廃棄物処理業者向けガイドライン2017年版に基づいて作成致しました。